

- (2) 提出先
- ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目2番地 鳥取県厚生部衛生課
- (3) 提出期間
- 昭和41年8月29日から昭和41年9月5日まで。ただし、郵送の場合は、9月5日付けの消印があるものまで有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法、(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。ただし、鳥取県以外に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で(1)に記載する金額を納入すること。
- 7 その他
- (1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、実地試験用としてライツヤツ1枚及びスポン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍 住 所

氏 名

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いいたします。

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日の翌日)

- 目 次
- ◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
  - ◇告 示 母樹林の指定の解除  
計量器定期検査の実施
  - ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
  - ◇公 告 昭和四十一年度鳥取県警察官採用試験の実施  
農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施

訓

令

鳥取県訓令第10号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十一年八月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表の第三の1を次のように改める。

### 1 任命

(1) 任命(特別職の職員の職を命ずる場合)

(1)

……に任命する

報酬月額(報酬日額)(給料月額)

……円を給する

任期は……年……月……日までとする

(2) 委嘱(特別職の職員の職を委嘱する場合)

(1)

……を委嘱する

報酬月額(報酬日額)(給料月額)

……円を給する

任期は……年……月……日までとする

○常勤の場合には「…(常勤)に任命する」とする。

(1) 職名とする。

(1) 職名とする。

この訓令は、昭和四十一年八月二十六日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百四十号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定に基づき、母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年八月二十六日

鳥取県知事職務代理者	鳥取県総務部長	本	江	滋	二
登録番号	所在地	樹種	本数	所有者の住所及び氏名	母樹又は母樹林の別
一五六	八頭郡智頭町大字福原字福原字アソウ	すぎ	一三	八頭郡智頭町大字福原	母樹林
谷平五八六			三二〇	藤原	位

鳥取県告示第四百四十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月二十六日

鳥取県知事職務代理者	鳥取県総務部長	本	江	滋	二
検査日	時間	検査場所			
九月二十六日	午前九時三十分から午後十一時三十分まで	住吉公民館			
"	午後一時から午後三時まで	加茂			
"	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	福米			
"	午後一時から午後三時まで				

午後一時から午後三時まで	福生
" 二十八日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	車尾
" 午後一時から午後三時まで	"
" 二十九日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	春日
" 午後一時から午後三時まで	五千石
" 三十日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	尚徳
" 午後一時から午後三時まで	成実
十月 三日 午前九時三十分から午後三時まで	彦名
" 四日 午前九時から午後三時まで	崎津
" 五日	和田
" 六日	富益
" 七日	夜見
" 十一日 午前九時から正后まで	大篠津

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年八月二十六日

- 鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一
- 一日時、昭和四十一年八月三十一日 午前十時三十分
  - 二場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
  - 三議題
    - 1 県立図書館協議会委員の任命について
    - 2 県立科学博物館協議会委員の任命について
    - 3 その他

公告

昭和41年度鳥取県警察官採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和41年8月26日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 約35人
- (2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

- (1) 学 歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和17年4月2日から昭和23年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和42年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和24年4月1日までに生まれた者でも受験できます。
- (3) 受験できない者

次の7からオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 禁治産者及び準禁治産者
- 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

- 教養試験 警察官として必要な一般知能及び教養について、択一式により行ないます。
- 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。
- 適性試験 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

(2) 日時及び場所

- 試験日時 昭和41年10月25日（火）午前8時50分から
- 試験場所 鳥取県庁第一本庁舎（鳥取市東町1丁目2202）

子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

検査場所

九月二十六日 午前九時三十分から午後十一時三十分まで 住吉公民館 加茂

午後一時から午後三時まで

二十七日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで 榎木

鳥取県教育委員会告示第二十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年八月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一日時 昭和四十一年八月三十一日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 県立図書館協議会委員の任命について

2 県立科学博物館協議会委員の任命について

3 その他

公 告

昭和41年度鳥取県警察官採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和41年8月26日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡査）の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約35人

(2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受 験 資 格

(1) 学 歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別 昭和17年4月2日から昭和23年4月1日までに生まれた男子に限り、ただし、高等学校を昭和42年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和24年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第 1 次 試 験

(1) 方 法

ア 教養試験 警察官として必要な一般知能及び教養について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性試験 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

(2) 日時及び場所

ア 試験日時 昭和41年10月25日（火）午前8時50分から

イ 試験場 鳥 取 県 庁 講 堂（鳥取市東町1丁目220）

鳥取県西部総合事務所講堂（米子市穂町1丁目160）

(3) 第1次試験合格者の発表 昭和41年11月8日（火）に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第 2 次 試 験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方 法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には次のような基準があります。

ウ 身 長 160cm以上であること。

エ 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

オ 視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上であること。

(四) その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。  
 ウ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行ないます。  
 (2) 日時及び場所 昭和41年11月下旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験の合格者に通知します。

### 5 身 上 調 査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

### 6 最終合格者の発表

昭和41年12月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

### 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、改めて身体検査を行なううえで、採用者が決定されます。

なお、採用は昭和42年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間初任教養を受けたのち、それぞれの勤務所に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとりの給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか手当として扶養手当、期末・勤続手当(約4.3月分)、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。

学 歴	区 分	入校時の給料月額	卒業時の給料月額
大 学	卒 卒	21,600円	24,000円
短 大	卒 卒	19,600円	21,600円
高 校	卒 卒	18,200円	19,600円

(4) 採用後は、それでも実力次第で警区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

### 8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申 込 方 法

申込用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受 付 期 間

昭和41年9月26日(月)から昭和41年10月17日(月)午後5時までです。郵便による場合は、昭和41年10月17日(月)午後5時までの着信に限ります。

### 9 そ の 他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を同封してください。

鳥取県警察官採用試験条件(昭和27年(鳥取県警察条例第52号)第2条の規定に基づき農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。)

の(2)から(5)に該当する者については、本県警及農林水産部が実施する農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の左側に掲げる区分に属している者の中から、それぞれ同様に対応する同数の右側に掲げる試験項目について行なう。

が支給され、制服その他必要な被服も支給されず。

学 区 分	入校時の給料月額	卒業時の給料月額
大 学 卒	21,600円	24,000円
短 大 卒	19,600円	21,600円
高 校 卒	18,200円	19,600円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

### 8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

申込用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和41年9月26日(月)から昭和41年10月17日(月)午後5時までは、郵便による場合は、昭和41年10月17日(月)午後5時までの着信に限ります。

### 9 その他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を同封してください。

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。

昭和41年8月26日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

昭和41年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験実施要領

- 1 試験期日  
昭和41年10月27日から10月29日まで  
毎日午前9時から午後4時30分まで
- 2 試験場所  
鳥取市吉成 鳥取県農業試験場
- 3 受験出願書類受付期限  
昭和41年10月1日まで(10月1日の消印あるものは有効とする。)
- 4 受験出願書類提出先  
鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農業指導課  
(封筒「受験願書在中」と朱書すること。)

### 5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、8(受験資格)の(1)又は(5)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項のうち、8(受験資格)

の(2)から(4)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての一般的技術及び知識に関する事項のうち、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分に該当し、同表の中欄に掲げる必須項目及び同欄に対応する同表の右欄に掲げる選択項目について行なう。

区 分	必須項目	選択項目
8(受験資格)の(1)又は(5)に該当する者 (選択項目は1)	農業改良普及員資格試験	作物 昆虫 園芸 植物 畜産 養蚕 肥料 農産物 衛生 家庭用器具 家畜 飼育 飼料 衛生 肥料 農産物 衛生 家庭用器具 家畜 飼育 飼料 衛生 肥料 農産物 衛生 家庭用器具
	教育方法	農業試験(農業試験官)
	教育方針	農業試験(農業試験官)
	生活改良普及員資格試験	被食住家児家庭物理化学

8 (受験資格) の (2)から(4)に該当する者 (選択項目は4) (項目)	農業改良普及員 資格試験	教育方法 農業、物理又は 生物の5つから1項 目	保健衛生 作物害虫 肥料 畜産 家畜衛生 家畜防疫 飼料 農業機械 農業衛生 農業改良 農業	生活改良普及員 資格試験	教育方法 家政学 原論	保健衛生 被食住 家庭物理 衛生 家児家庭 保健	保健衛生 服物居室 理髪 化学保生
--	-----------------	-----------------------------------	--	-----------------	-------------------	---	----------------------------

- 6 出願書類
- (1) 受験願書 (別記様式第1号)
  - (2) 履歴書 (別記様式第2号)
  - (3) 写真 (最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺判で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
  - (4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書

- (修得単位又は修得単位数を証明する学校長の証明書を添付すること。)
- (5) 受験有資格者であることを証明する書類 (別記様式第3号)
  - (6) 身体検査書 (県立保健所の長又は市立病院の長の証明を受けたものでなければならぬ)
  - 7 受験手数料及びその納付方法等
    - (1) 受験手数料 5000円
    - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。
 ただし、県外の受験希望者は、現金書留で(1)に記載する金額を納入すること。
  - (3) 既に納付した手数料は還付しない。
  - 8 受験資格
    - (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (同法第109条に規定する大学を除く。) において農業 (生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。) に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者又は旧大学令 (大正7年勅令第88号) による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業したもの。
    - (2) 学校教育法第109条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財団法人農民教育協会理淵学園若しくは学校法人自由学園高等学校第2部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、農業試験場及び茶業試験場農業技術研修課程 (昭和36年農林省告示第1360号) による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者の

うち試験実施期日から起算して1年以内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令 (明治36年勅令第1号) による専門学校、旧師範教育令 (昭和18年勅令第109号) による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財団法人農民教育協会高等農事講習所、旧全国農業高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規定 (昭和16年文部省令第54号) 若しくは専門学校卒業程度検定規程 (昭和18年文部省令第46号) により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定規程 (大正11年文部省令第4号) 若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程 (明治41年文部省令第2号) により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程 (昭和34年農林省告示第416号) による研修課程を修了した者

(3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第6号) による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学者若しくは入所資格とする教育機関 ((1)及び(2)に規定するものを除く。) において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究期間又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する

る技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令 (明治32年勅令第29号) による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件 (昭和18年勅令第109号) 施行以前の師範教育令 (明治30年勅令第346号) による師範学校、旧高等女学校令 (明治32年勅令第28号) による中等学校若しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程 (昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学資格検定規程 (大正13年文部省令第22号) 若しくは旧実業学校卒業程度検定規程 (大正14年文部省令第30号) による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(5) 学校教育法による大学 (同法第109条に規定する大学を除く。) を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ同表右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したものと又は当該単位を修得する見込みのもの(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込みのある者とみなす。

専 門 科 目	単位数
1 家政学原論	2
2 被服学、衣料学	4
3 食品学、栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	4
6 育児学、家庭看護学、衛生学	2
7 調理実習、食品加工	6
8 被服実習	4

備考 左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にあつて右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

(6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。  
イ 外国にある学校(6)のアの学校を除く。)を卒業したものは、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体に於いて、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に於いて、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。  
9 合格者の発表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し合格証書を交付する。  
10 その他  
(1) 試験に関し不正行為があつた場合は試験を停止し、又はその合格を無効とする。  
(2) 試験に関する詳細は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。  
(郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。)

500円の鳥取県収入証紙を貼付(消印しない)のこと

別記様式第1号(日本工業規格B5) 受験願書

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石岐二朗殿

記

ふりがな	年	月	日生	性別
本 籍				
現住所				
必須項目				
選択項目				

別記様式第2号(日本工業規格B5)

履 歴 書

ふりがな	年	月	日生	性別
本 籍				
現住所				
学 歴				
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
職 歴				
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日
年	月	日	日	日

上記のとおり相違ありません。  
年 月 日 氏 名

別記様式第3号(日本工業規格B5)

受 験 資 格 証 明 書

職 名 氏 名  
年 月 日生  
1 普及指導に従事した期間及び勤務場所  
2 試験研究に従事した期間及び勤務場所  
3 教育に従事した期間及び勤務場所  
上記に相違ないことを証明する。

所属長 職 名 氏 名